

第16期第14回島根海区漁業調整委員会

日 時：令和7年3月5日（月）14:00～15:30

場 所：ホテル一畑 ラマージュ

出席委員の氏名：福田 薫 （1番）、樋野 博實 （2番）、堀 浩之 （3番）、
寺本 太 （4番）、倉田 健悟 （5番）、小川 喜美夫 （6番）、
月森 久樹 （7番）、渡邊 恭郎 （9番）、矢倉 淳 （10番）、
福島 充 （11番）、梅田 信男 （13番）、中東 達夫 （14番）
欠席委員の氏名：永松 正則 （8番）、青山 善一郎 （12番）、大野 賢三 （15番）

1. 開 会

（事務局長が開会及び会の成立を宣言）

2. 挨 拶

【議 長】省略

【横田次長】省略

3. 議 事

- （1） 島根海区漁場計画の変更案について（諮問）
—島根海区漁場計画の変更案に関する公聴会—
- （2） 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- （3） 令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - ① するめいか
 - ② くろまぐろ（小型魚・大型魚）
- （4） 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）
- （5） 船舶を錨止めして行う釣りの禁止について（協議）
- （6） しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について（協議）
- （7） 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ① 令和6管理年度 さば類
 - ② 令和6管理年度 くろまぐろ（小型魚）

(8) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示等について（報告）

① 遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

② 九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業に係る委員会指示

③ 隠岐海峡地区フロンティア漁場整備事業

(9) その他

4. 議事の概要

【事務局長】 （議事に入る旨宣言。議長に議事進行を依頼。）

【議長】 （議事録署名人に堀 浩之（3番）、寺本 太（4番）を指名。）

(1) 島根海区漁場計画の変更案について（諮問）

〔水産課 説明〕

【議長】 説明が終わりましたけれど、この件につきまして御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 そうしましたら、漁場計画の内容確認は終了しますが、次に、審議を一旦中断いたしまして、島根海区漁場計画の変更案に関する公聴会を開催いたします。

—島根海区漁場計画の変更案に関する公聴会—

【事務局長】 会長、公述人はありませんでした。

【議長】 分かりました。公述人の出席がありませんようですので、これにて公聴会を終了したいと思います。

【議長】 それでは、議題1を再開します。先ほどの内容も含めまして、改めて漁場計画の変更案に対する御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

(2) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）

〔水産課 説明〕

【議長】 説明が終わりましたけれど、この件につきまして御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

(3) 令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【福島委員】 スルメイカについて、マグロに関しては、ずっと水産庁の指導の下やってきて、だんだんいい感じで、我々、納得したまではいかにしても、まあ納得した部分でやっておりますが、スルメイカに関して、遊漁の対応について、どういうふうに水産庁あるいは島根県が考えておるのか、お聞かせいただきたい。

【事務局】 遊漁の管理について、スルメイカは、クロマグロのような具体的な対応はまだ示されていない認識でいます。遊漁については採捕報告アプリという水産庁が導入しているものがありまして、そちらで遊漁者の方から任意に報告をいただいている状況で、現状は実態把握のところからしないといけないような段階でございます。

【福島委員】 スルメイカもですが、これからどんどんTACの魚種が増えていくに当たって、万が一でも漁業者、生産者が、もうTACいっぱいになったと、その中で、遊漁は獲ってきてええんかという問題にならないように、また水産庁にもしっかり要望なり質問なりをしていただけたらと思います。

【事務局】 遊漁に関しては、水産庁も問題意識を持っておりまして、今、マダイにつきましては実態調査を含めてやっております。それを踏まえて今後遊漁をどう管理するのか検討していくことになっております。それがほかの魚種に、例えばブリも同じような形で問題意識が上がっているところがございますので、そういった魚種横断的な形で、検討していく必要があるのかなと考えておりますので、意見伺ったものにつきましては、必要に応じて

様々な機会を捉えて、水産庁に伝えていきたいと考えております。

【議長】 そのほか御意見等はございますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

（４） 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

（５） 船舶を錨止めして行う釣りの禁止について（協議）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、引き続き指示を発動することといたします。

（６） しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について（協議）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、引き続き指示を発動することといたします。

（７） 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【福島委員】 沿岸クロマグロ漁業の小型魚について、隠岐海区では０歳魚を漁獲して、養殖のようなことをしとると思うのですが、その割合はどの程度、何トンぐらい獲っているとか、分かりますかね。

【事務局】 今年は全体で約30トンの枠があった中の１割ほどの感覚でおります。

【福島委員】 国の指針でも、島根県の指針でも、45センチ未満の小型魚は周年放流していくという方針が出ておりますので、隠岐のほうにも把握していただいて、数量の報告をしていただければありがたいと思うのですが。

【事務局】 周年放流の45センチ未満につきましては、国の方針としましては、養殖用種苗は除くと指示がありました。養殖用種苗は45センチ未満か否かにかかわらず、取組の範囲には入らない形になっていると理解しております。

【福島委員】 ただ、トン数的には入るわけですね。

【事務局】 トン数の実績としては入っております。

【議長】 そのほか御意見等がございますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、報告でございましたので終わりたいと思います。

（８） 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示等について（報告）

〔事務局長 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、報告でございましたので終わりたいと思います。

（９） その他

【議長】 事務局から情報提供等がありますか。

【事務局長】 前回の委員会で、全国海区漁業調整委員会連合会要望活動にあたって、倉田委員から、例えば海岸ごみ、貧酸素、水質汚染を改善することで、もっと魚を獲れるような取組も本委員会から提案できないかという趣旨の質問をいただいたところでございます。全国海区漁業調整委員会連合会からの要望調査の際に添付された資料（別添）のとおり、要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題点など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に即したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望としてふさわしいものに限定。また、有害生物対策と海岸ごみ、流木処理は取り扱わないこととされています。

【議 長】 前回の宿題について説明ありましたけれど、そういったことでございますので、御了解いただけますでしょうか。

そのほかございますでしょうか。

【事務局長】 事務局のほうでは、ほかには用意しておりません。

【議 長】 それでは、全体を通して質問等がありましたらよろしくお願いします。

【梅田委員】 資料の53ページの大型マグロですが、ひき縄で大型魚を釣った場合はこの枠自体がないのですが、これは留保枠から出るのですか。

【事 務 局】 基本的には、大型魚の当初配分割合は定置が100%になっていますので、留保枠も同様に定置に100%配分となっております。ひき縄の大型魚の枠は現状ありません。ただ、今回創設した、漁業種類の間での融通により、例えば定置から枠が融通された場合には、沿岸くろまぐろ漁業区分で枠ができます。現状は枠が無いので、引き続き釣らないように放流をお願いすることになります。枠がある場合であれば、枠内で獲って頂くことは可能ですが、枠を超えそうな場合は採捕停止命令を出すことになります。沿岸くろまぐろ漁業区分の大型魚の枠がない状況が今後もこのままなのかという点は、様々な意見を聴きながら、やり方を検討していくものと考えています。また、沿岸くろまぐろ漁業の小型魚の枠の一部を大型魚の枠に振替するやり方もございます。ただ、これは関係者の方の合意を得た上で、この数量を振替すると調査の際に回答頂く必要がございます。沿岸くろまぐろ漁業区分は、本土と隠岐で地域別に配分をしているので、本土で小型魚を獲る関係者で合意が得られれば、その合意の下に振替は可能です。

【議 長】 そのほかございますでしょうか。

【堀 委 員】 先般、各地区を回られた、まき網の灯火の説明会について、私も大田地区で出席して大田地区からの懸念はいろいろ聞いたのですがけれども、他地区からどのような懸念や意見が出たかお聞きしたいです。

【事 務 局】 今、県下全域を回っておりまして、大方9割方回ってきたところでございます。大体半数以上は御納得いただき、残り半数はいろいろと意見をいただいているところです。内容的に受け入れ難いという意見もあるところで

ございます。そういった意見を踏まえまして、今後の対応を検討している状況です。

【堀 委 員】 理解が得られなかった地区に対しては、今度どのような取組を行っていかれるのでしょうか。

【事 務 局】 合理的な意見であるとか、有意義な意見については、しっかりと踏まえて対応していかなければいけないと思っておりますし、合意いただけなかったということでそのまま進めることはありませんので、また各地区に対して回答していく中で理解を深めていくと考えています。

【堀 委 員】 各地区で問題は沢山出てくると思うのですよね。それに対して、今までも大田地区ではいか釣り漁業者の方が商売を邪魔されたという事例もありますので、まき網の方がそういう灯火にすると言うのであれば、お互いに支障のないような操業の仕方をきちんとしてもらわないと、幾ら足を運んでこられてもなかなか理解が得られないと思うのですけども、その辺もまき網の関係者の方にきっちりお伝え願えればなと思っております。

【事 務 局】 分かりました。県としてもどちらか一方が非常に有利になるといったことを進めるつもりはないので、沿岸漁業者も沖合の漁業者も双方が操業に支障がないような体制をつくるのが重要だと思っています。この体制によってどちらかが非常に不利益になることがないように、しっかりと話合うことが必要だと思っておりますし、そういった体制づくりを進めていきたいと思っています。

【堀 委 員】 灯火は、現状の迫認みたいになっていますので、なかなかそこは、県の方針としても動かさないとと思うのですけども、漁業者間の問題をなるべく起こさないような方策を、橋渡しのものでもいいので、十分に両方の話を聞いて、その辺の調整をしながら意見集約を行っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事 務 局】 その点はしっかり検討させていただきます。

【議 長】 そのほかございますでしょうか。

【福田委員】 111ページのフロンティア漁場整備について、これは以前に、通称カンナカ瀬の北側に設置されたものも同じ事業ですか。

【事務局】 同じ事業と聞いております。

【福田委員】 112ページに記載の、半径1マイルの範囲内での対象魚種の採捕の禁止は、設置後にこのような魚種は漁獲禁止ということですよ。取締りもされるということですか。

【事務局】 この禁止については、自主規制であり、漁業者の中の協定の中で決められるため、まだ決まっていないと考えています。

【福田委員】 以前に設置したものについてはどうですか。

【事務局】 国では広域資源管理計画で、自主的な取組として、1マイル周辺での操業禁止としているところです。公的規制ではないので取締りの対象ではありませんが、漁業者同士で合意の下に定めた決まりになりますので、しっかり守ってもらうものと思います。

【福田委員】 分かりました。なかなか難しいでしょうね。

【議長】 そのほかございますでしょうか。

ありませんようですので、本日の議題を終了したいと思います。

事務局から次回開催予定について説明をよろしくお願いします。

【事務局長】 今回は、委員改選後になりますので、会長及び職務代理者の互選や、連合海区委員の選出などを行うために、6月に開催することを予定しております。

【議長】 では、最後に、私のほうから御挨拶申し上げたいと思います。本日は、委員の皆様、また県水産部局、事務局の皆様におかれましては、大変お疲れさまでございました。私も職務代理を含めて2期間、委員を務めさせていただきましたけど、あっという間の8年間だというふうに感じます。特に会長職のほうは、思った以上に重圧感、プレッシャーというのは非常に感じておりまして、なかなか拙い司会、議事進行ぶりではありましたが、皆さんのおかげをもちまして無事職務を終えることができて、改めて御礼申し上げます。この4月以降は、また継続、新規の委員も含めて新たな体制となることが予定されておりますけれど、今後も引き続き、この委員会の活動が島根県の水産業の発展、健全な漁業経営の実現に寄与していくこ

とを心からお祈りする次第であります。皆様には大変ありがとうございました。

【事務局長】 県を代表しまして、横田次長より挨拶をさせていただきます。

【横田次長】 最後に一言お礼を申し上げます。中東会長をはじめ、第16期の委員の皆様には、委員会としては本日が最後、それから任期については今月末をもって満了を迎えます。漁業法の改正に伴い、新たな枠組みとなった本委員会の第1期として、令和3年から委員会の開催回数は14回を数え、T A Cに関することを中心に、それから10年に一度の全ての漁業権の一斉切替えに当たっても審議をいただきました。この4年間、それぞれのお立場からの貴重な御意見とともに、大変熱心な御議論をいただきましたことを深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

5. 閉 会

【議 長】（閉会を宣言 15:30）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次長	横田 幸男
水産課	課長	道根 淳
	管理監	秋山 昌宏
	課長補佐	池田 博之
	主任	白石 陽平
	主任技師	新宅 祐児
東部農林水産振興センター	水産部長	小谷 孝治
	水産課長	曾田 一志
	主任	竹谷 万理
西部農林水産振興センター	水産部長	原 修一
	主幹	渡邊 至誠
水産技術センター	所長	安木 茂
島根海区事務局	事務局長	伊藤 博理
	主任書記	高橋 一郎
	主任書記	寺谷 俊紀

以上、議事のてん末を記し、その相違ないことを認証する。

令和7年3月5日

議 長

中 東 達 夫

議事録署名者

堀 浩 之

議事録署名者

寺 本 太